

3. 審議事項

(1) 個別占用案件の審議【審議資料1】

【許可更新】

- ①下加茂公園（川西市）
- ②猪名川第1・第2運動公園（伊丹市）

個別占用案件のカルテ（許可更新）

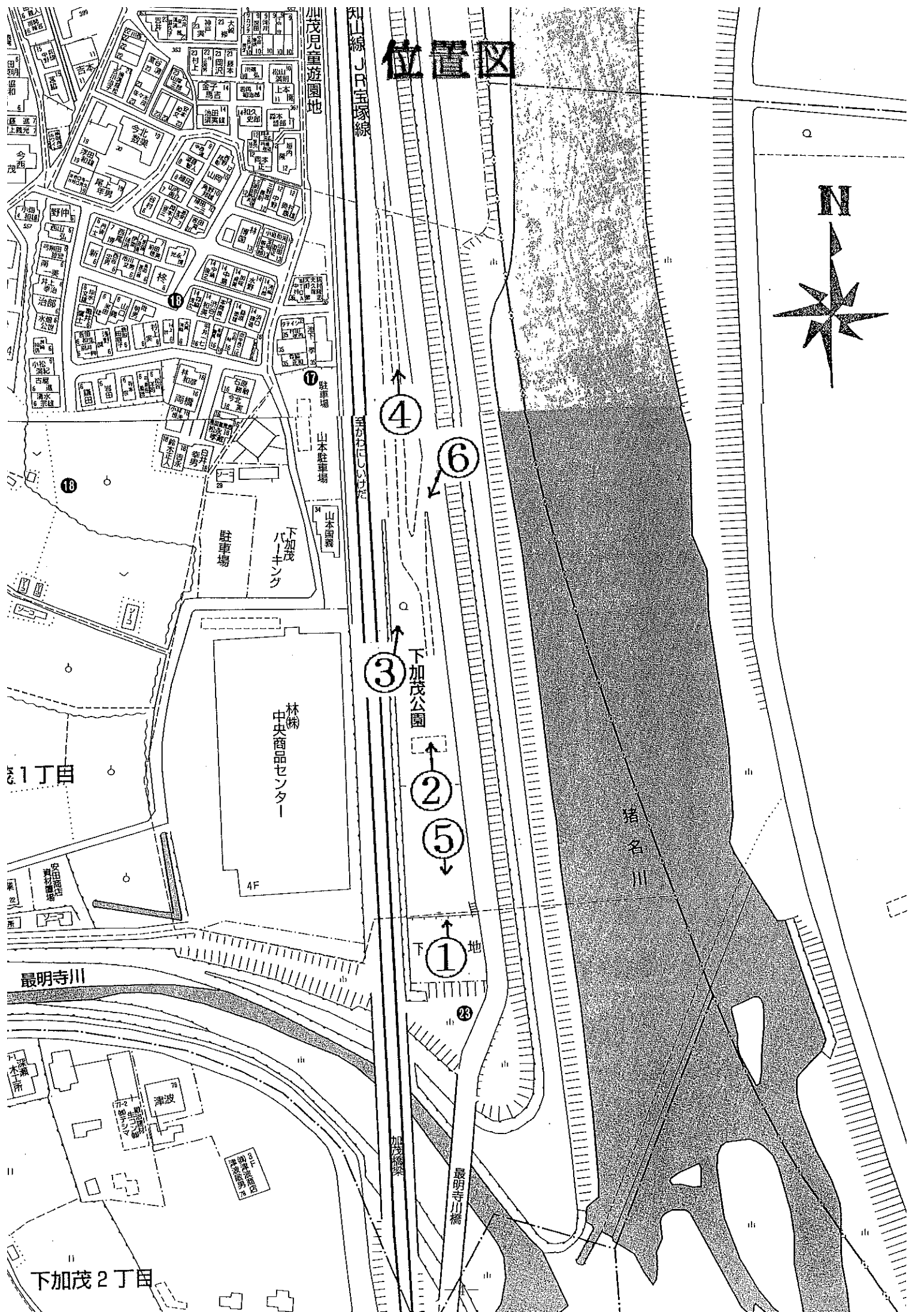
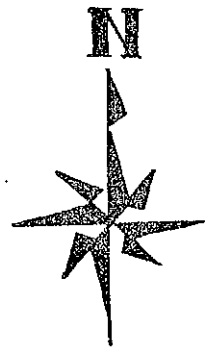
①下加茂公園（川西市）

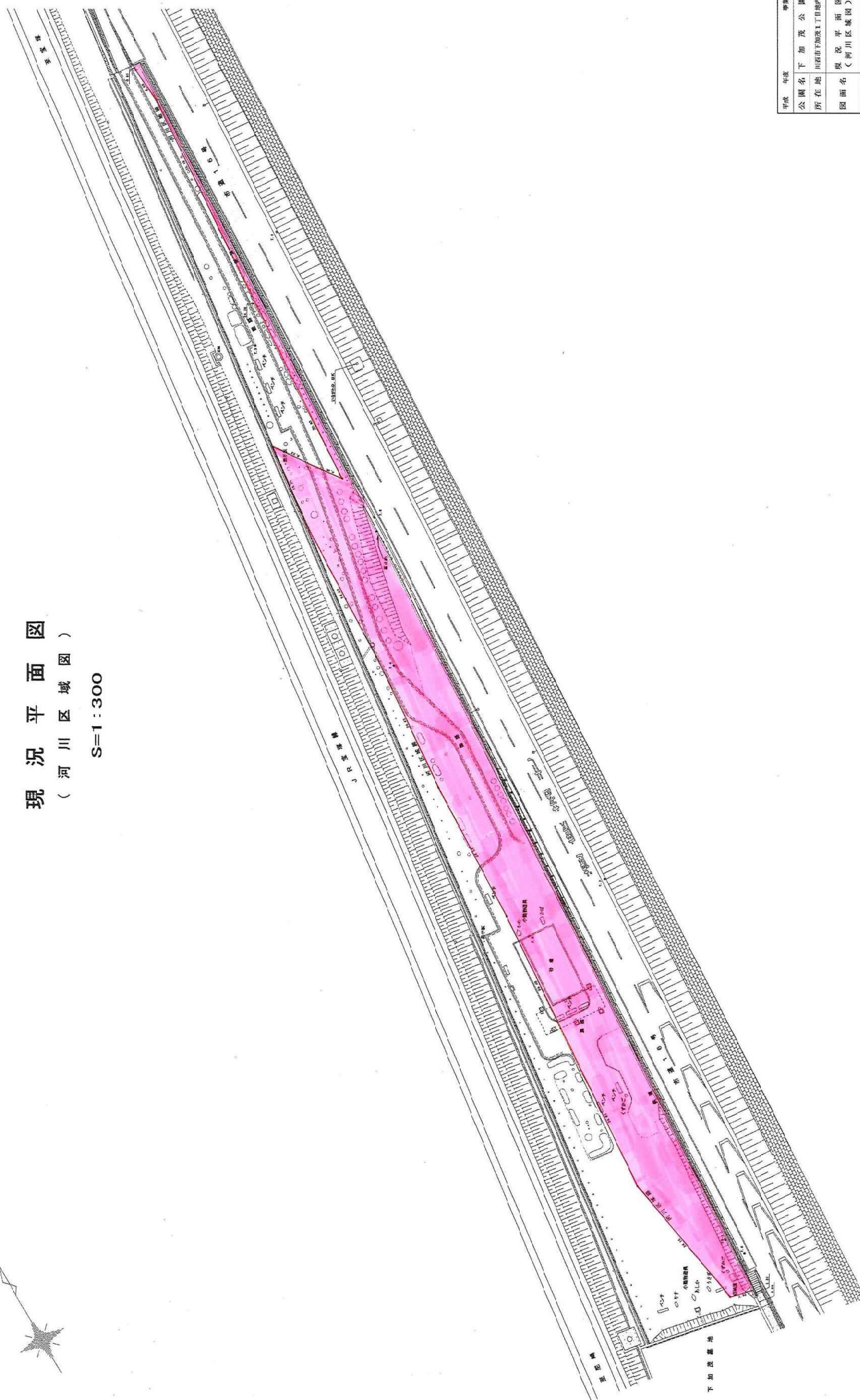
■ 報告案件用のカルテ

1. 件名	下加茂公園 [川西市]		
2. 今回申請種別	更新 (期間更新)		
3. 概要	距離標位置：猪名川右岸 9.6k+180m～9.8k+100m 目的：公園 占用面積：1,515.74 ㎡ 工作物：小動物遊具、砂場、植樹、園路、縁石、屑籠、藤棚、ベンチ、進入路、車止め、側溝、収納庫		
4. 許可の経緯	<当初許可> 昭和47年7月6日 <前回更新許可> 平成27年 4月1日 <許可期限> 平成32年3月31日 (河川や堤防との位置関係)		7. 保全利用 委員会による 参考意見
5. 現況写真	別紙のとおり (施設内の状況) 別紙のとおり		
6. 河川管理者 審査事項 (特筆すべきもの のみ記載)			8. 処理

<補足> ・ A4 横書き 1 枚程度 ・ 処理フロー図の河川管理者から委員会への報告の時点で左半分まで記載済み (1.～5.は申請者が河川管理者作成、 6.は河川管理者作成
・ 処理フロー図の委員会から河川管理者への参考意見の時点で 7.が埋まる ・ 事後に河川管理者が 8.までを埋めて履歴として申請書類一式とともに保存

位置図



$$S=1:300$$


下加茂公園現況写真

①



②



③



④



⑤



⑥



JR
側
フ
ェ
ン
ス



取組状況報告書 下加茂公園(川西市) 【許可更新時】

【前回審議された時の意見】

番号	更新時委員会の意見 (H26年度第2回)	中間報告時の市の回答 (H29年度第1回)	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
1	外来種を全部駆除することは無理であるが、トウネズミモチの様な、繁殖力の強い、問題となる外来種の管理には細心の注意を払っていただきたい。	年3回の刈払機による除草に加え、年1回程度外来種の伐採・除草を行っている。トウネズミモチは伐採を終えたが、他の外来種については除草を実施しているものの根絶には至らず、増加を防ぐ程度にとどまっている。	年3回の刈払機による除草を継続し、外来種(トウネズミモチ含む)については現地の確認を行い、必要に応じて伐採等を実施している。 外来種の根絶が難しい状況ではあるが、引き続き対応ができる範囲での防除に努めている。		
2	問題となる外来種については国や県等のリストを参照していただきたい。	「兵庫県の生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物リスト」を参照している。	引き続き「兵庫県の生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物リスト」を参照している。		

【中間報告時新規意見】

	中間報告時委員会の意見 (H29年度第1回)	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
1	前回指摘した植生管理は適切に行われていた。	引き続き、適切な植生管理に努めている。		
2	JR側のフェンスにあるクズなどのつるをきちんと管理すること。	JR 境界付近の植生等の管理については、JR 側とは、剪定等作業内容によっては JR 側との協議等が必要な場合があり、調整が難航している。 なお、調整が不要な範囲でのクズ撤去を実施している。		
3	引き続き「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」にのっているトウネズミモチなどの種に対する対策を行うこと。	「生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物リスト」を参照とし、園内で確認できた外来種については、伐採や除草等の防御を継続して実施していく。		
4	もう少し積極的な河川らしい活用も考えられる。	パークマネジメント等の導入を検討し、より良い活用ができるように努めている。		

許可書

住所

氏名 川西市

平成27年1月29日付け川都第157号で申請のあった土地の占用（下加茂公園）については、河川法（昭和39年法律第167号）第24条の規定に基づき別記のとおり許可する。

平成27年 3月27日

近畿地方整備局長



（行政不服審査法第57条による教示）

この許可を受けた者は、この許可に不服があるときは、国土交通大臣に対してこの許可があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法の規定に基づき審査請求をすることができる。

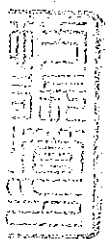
（行政事件訴訟法第46条による教示）

許可取消しの訴えは、この許可があったことを知った日から6箇月以内に、国を被告として、提起しなければならない。（なお、許可があったことを知った日から6箇月以内であっても、許可の日から1年を経過すると取消の訴えを提起することができない。）ただし、許可があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、許可取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決のあったことを知った日から6箇月以内に提起しなければならない。（なお、当該裁決のあったことを知った日から6箇月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると取消の訴えを提起することができない。）

別記（乙様式1 土地の占用）

- 1 河川の名称 淀川水系 猪名川
- 2 占用の目的及び態様 公園（下加茂公園）
〔 小動物遊具 2 基 砂場 1 箇所 植樹 98 本 園路 75.0m
縁石 213.3m 屑籠 2 箇所 藤棚 1 基 ベンチ 6 基
進入路 1 箇所 車止め 1 箇所 側溝 235.0m 収納庫 1 基 〕
- 3 場所 川西市下加茂 1 丁目地先
（右岸 9.6k+180m～9.8k+100m）
- 4 占用面積 1,515.74㎡
- 5 占用期間 平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで
- 6 許可の条件
- (1) 許可を受けた者は、占用の期間中は、この許可に係る土地又は附近の見やすい場所に、標識名、占用目的、占用面積、占用者名（法人にあってはその名称）、連絡先（電話番号は法人の場合に限る。）及び所轄事務所・出張所の名称を明記した河川占用許可標識をあらかじめ、当局猪名川河川事務所園田出張所長（以下「出張所長」という。）の指示に従い設けること。
 - (2) この許可に係る区域及び位置を明らかにするため出張所長が必要と認めるときは、出張所長又はその指名する職員立会のうえ境界標を設置又は確認すること。
 - (3) この許可に係る行為に起因して、河川管理施設その他の工作物を損傷したときは、ただちに当局猪名川河川事務所長（以下「事務所長」という）に届け出ること。また、講ずべき措置等について、出張所長から指示のあったときは、その指示に従うこと。
 - (4) この許可に係る土地及びそれに隣接する土地で出張所長が指定する区域の土地は、清掃・草刈り等を行い常に良好な状態に保つこと。
 - (5) 占用料は、別途兵庫県知事が定めるところによる。
 - (6) 出張所長がこの許可に係る土地の占用状況又は工作物の維持管理状況について報告を求めたときには、許可を受けた者は速やかに報告すること。また、この許可に係る土地の占用状況又は工作物の維持管理状況について立ち入り調査を求めたときには、許可を受けた者はこれに協力すること。
 - (7) 次に掲げる場合には、速やかに出張所長を経由して河川管理者に届け出ること。
 - 一 許可の際の住所氏名を変更したとき。
 - 二 この許可に係る期間内に、この許可に係る土地の用途を廃止したとき。
 - 三 天災その他止むを得ない理由によって許可の目的を達することができないとき。
 - 四 他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかったとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失ったとき。
 - (8) この許可に係る占用の期間が満了したときは、この許可は効力を失う。ただし、第 5 項に掲げる期間満了後も、この許可に係る土地を引き続き占用しようとする場合は、期間満了の日の 3 箇月前までに出張所長を経由して許可申請をすること。
 - (9) この許可を受けた者は、この許可に係る土地において第三者に損害を与えることがないよう万全の措置を講じるとともに、万一、損害を与えた場合は、この許可を受けた者の責任において処理すること。
 - (10) この許可を受けた者は、河川工事その他河川の管理に属する行為により通常生ずる支障に対しては、この許可を受けたことをもって河川管理者に対抗することができない。
 - (11) この許可を受けた者は、次に掲げる場合には、出張所長の指示に従い、許可を受けた者の負担において、この許可に係る区域を原状に回復する等河川管理上必要な措置をとること。当該措置完了後は出張所長の検査を受けること。
 - 一 占用の期間を満了したとき。
 - 二 占用の目的を達することができなくなったとき。
 - 三 占用若しくは工作物の用途を廃止したとき。
 - 四 占用の許可が取り消されたとき。
 - (12) 河川管理者は、この許可書を整理する必要があると認めるときは、これを改正することができる。
 - (13) この許可を受けた者は、利用者、一般公衆及び近隣住民（以下「利用者等」という。）の安全確保のため次の措置を講じること。

- 一 この許可を受けた者は、日常及び緊急時における責任者や窓口等の連絡体制（土日・祝日及び勤務時間外を含む。）を出張所長に届け出ること。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 二 この許可を受けた者は、利用者等の安全確保のための巡視・点検を適切に実施すること。
- 三 同号二に掲げる巡視・点検は、随時及び利用者等外部から情報がもたらされた場合に実施し、その結果、利用者等に対する重大な危険又は支障があると認めるときは、次の措置を講じること。
 - イ 応急措置 危険な箇所の利用を制限するとともに、速やかに危険を回避するための応急措置を講じ、併せてその旨を一般に周知する。
 - ロ 詳細点検 目視等では不十分と認められる場合は、詳細点検を実施する。
 - ハ 対策検討及び措置 対策が必要と認められる場合は、その対策方法について検討するとともに、必要な措置を講じる。
- 四 この許可を受けた者は、同号三に掲げるロ及びハの措置を講じるにあたって河川管理者と共同で行う必要があると認めるときは、同号三に掲げるイの措置を講じた上で、速やかに事務所長に協議すること。



個別占用案件のカルテ（許可更新）

②猪名川第1・第2運動公園（伊丹市）

番号	01009	占用目的	運動場	許可受者	伊丹市	場所	右岸 7.8k+60m～8.0K
----	-------	------	-----	------	-----	----	------------------

1. 施設の概要

(占有者作成)

位置図	 Yahoo!地図		現況写真	 上流側からの全景 9月25日撮影  下流側からの全景 9月25日撮影	
現在の利用形態	グラウンド2面				
占用面積	15, 880. 49㎡	付帯施設等	バックネット(可搬式)2基、ベンチ(可搬式)6基 くずかご無し		
許可の経緯	<当初許可> 昭和52年1月31日 <前回更新許可>平成27年4月1日 <許可期限> 平成32年3月31日		利用者数 ・ 団体数	平成26年度 10, 160人 平成27年度 48, 620人 平成28年度 43, 455人 平成29年度 41, 050人 平成30年度 11, 350人	
堤内地・堤外地	堤内地 <u>堤外地</u>				
周辺の土地利用の状況	・堤外地は、猪名川河川敷緑地として位置づけられている。 ・占用範囲と、河川側との間は雑草が茂っている状態となっている。 ・上流側(北部)に川西市が占有している東久代公園が隣接している。 ・下流側は、軍行橋と隣接しており、橋の下流には当市が占有している猪名川テニスコートがある。 ・隣接する堤内地は準工業地域となっており、工場等の関係施設の密接や、近隣にイオンモールがある。				
関連諸計画における占用地の位置付け	・総合計画では、水路、河川、池、緑地、緑道、ビオトープ等についてそのネットワーク化を推進するとともに多様な生き物の生息や生育に配慮した整備と、維持管理に努めるとしている。 ・みどりの基本計画では、東部グリーンラインを緑地や、緑道、河川、街路樹、街角広場で連続し、生物多様性に、配慮した管理を充実することで、生態系ネットワークの形成につとめるとしている。 ・地域防災計画では、一次避難所として位置づけている。				
その他特記事項	・昭和52年1月31日(10, 116. 72㎡)及び、昭和55年3月17日(5, 686. 9㎡)に占用許可をいただき以来、伊丹市民のスポーツ活動の場として、少年野球、一般軟式野球に多くの市民が利用している。 ・平成25年9月15日におきた台風の影響で冠水し、国からの補助を得て、平成26年6月に復旧した。 ・平成26年8月9日、10日の台風11号により再びグラウンドが冠水し、平成27年3月末に復旧した。 ・平成30年7月豪雨によりグラウンドが冠水し、国からの補助を得て、平成31年3月末に復旧した。				

番号	01009	占用目的	運動場	許可受者	伊丹市	場所	右岸 7. 8k+60m～8. 0k
----	-------	------	-----	------	-----	----	--------------------

2. 施設の現状

(占用者作成)

占用の 必要性	(代替性) 本市の市民スポーツの活動の場として市の屋外体育施設全体面積85, 959㎡の内当運動公園を含む河川敷占用範囲面積は57, 477㎡で全体の66. 9%を占めていることから、河川敷に代わる施設は本市として考えていけない状況となっている。		
	(必要性) 本市においては市民スポーツの場として、市内各所に体育施設を設置し、体力の向上や健康づくりを図り、市民福祉の向上に努めている。伊丹市は、東西南北5km、2, 497㎢と近隣市に比べ面積が小さな市となっております。そういう関係からこれ以上の運動施設を設置するのは難しい状態であった。 そのような状況の中、猪名川河川敷を野球等のスポーツができるスペースとして活用したいという要望が多く市民から寄せられ、昭和52年より市民のスポーツを行う場所として、猪名川河川敷を占用している。 以来42年間ここで少年野球をしていた選手が、日本を、または、大リーグを代表するプロ野球選手として活躍しているなど、本市にとって貴重な運動公園として市民の利用に供している。 また、河川敷を自然とふれあえる場、災害時の防災利用や水辺のレクリエーションの場として共用している。		
管理状況	(施設管理) - 平成18年度より指定管理者制度で管理を行っており、今年度よりアシックスジャパン株式会社と、株式会社サンアメニティの共同体へ管理者が変わり、利用調整、施設整備を前回同様行っている。 - 利用団体が毎回使用時にごみの回収を行い持ち帰っている。現在くずかごの設置はしていない。		
	(不法占用) 無し		
	(維持管理計画) 一年を通して、指定管理者に委託しており、定期的に、随時グラウンドの整備や、清掃及び草刈を行い、清潔に保つことに留意している。 河川の増水が予想される場合は、事前に工作物の撤去を行う。(一年に一度工作物の撤去訓練を行う。)		
利用状況	(利用者・利用ルール) 一年間の予約は調整会議で、体育協会に加入している使用団体が年間利用日を押さえ、それ以外の市民の利用者は、翌月分の月初めの1日から7日までの間で、空いている日にインターネットで予約をする。その予約日が重なれば、抽選を行い決める。それ以後に空いてる日は随時受け付ける。 利用者は、グラウンドがいつも清潔に保てるようごみは持って帰るようになっている。		
	(駐車場) 無し		
前回審議の 意見	別紙のとおり		前回審議 意見の対応 別紙のとおり
環境保全に 向けて申請 者の取組み	(環境への配慮) - 外来植物等の駆除をみどり公園課と連携しながら行っていく。 - 猪名川河川事務所より紹介をいただいた河川レンジャーとの連携を図り、自然保護に努めていく。 - 市立昆虫館が定期的に観察をしている取り組みや学校の環境体験会にスポーツ振興課職員も参加し、職員が学習することで、スポーツ利用者にも呼びかけを行ってきたい。		
	(環境意識の啓発) 啓発看板等で、カワラナデシコの育成をしていることや、猪名川河川敷の生物多様性保全への取り組みとして、特定外来植物、埋土種子バンク8調査、土壌成分調査の実施中を知らせ、注意を促している。		
安全への配慮	運動場から雑草地へ入らないよう「きけん」の看板を立てて、水難事故等が無いよう注意を促している。		

番号	01009	占用目的	運動場	許可受者	伊丹市	場所	右岸 7.8k+60m～8.0k
----	-------	------	-----	------	-----	----	------------------

3. 占用内容の変更

(占用者作成)

変更前の占用 内容			変更後の 占用内容	
変更要望の内 容				
内容変更の 必要性				
変更の規模	m ²			
変更場所 の範囲図		管理体制		
占用内容 変更による 河川環境への 影響				
占用内容変更 後における 環境保全に向 けて申請者の 取り組み				
その他 特記事項				

番号	01009	占用目的	運動場	許可受者	伊丹市	場所	右岸 7. 8K+60m～8. 0K
----	-------	------	-----	------	-----	----	--------------------

4. 施設の自然環境的状况

(河川管理者作成)

占用地及び周辺の 自然環境		- 当該占用地は猪名川下流部に位置し、水域は早瀬・平瀬・淵・ワンド・水たまりなどの河床型から構成されている。底質の大半は礫・砂礫によって占められている。 - 植生は、河岸の大部分はオギ群落、セイトカヨシ群集によって占められており、水際に少しオギ群落が発達している。植物の重要種は、カワヂシャ、フジバカマの2種が確認されている。 - 鳥類は、オギ群落やセイトカヨシ群落などの高茎草地およびその周辺ではオオヨシキリ、水域ではカイツブリが多い。重要種は、カイツブリ・ササゴイ・コサギ・ハヤブサ・イカルチドリ・ヒバリ・イソヒヨドリ・オオヨシキリ・セッカが確認されている。 - 両生類・爬虫類・哺乳類は、水際には、ヌマガエル・ウシガエル・ミシシippアカミガメ・ヌートリア・イタチ属、低茎草地でニホンマムシ、オギ群落などの高茎草地ではカヤネズミ(巣)・アマガエル・ニホンカナヘビが確認されたほか、ヒナコウモリ科の一種が確認されている。重要種は、カヤネズミが確認されている。 - 魚類は、早瀬や平瀬が発達することに対応して、比較的流れのある環境を好むオイカワ・カワムツ・カワヨシノボリの個体数が多い。さらに、多くないものの水産上重要種であるアユの生息も確認されている。重要種は、ヤリタナゴ・アブラハヤ・タモロコ・カマツカ・コウライモロコ・ギギ・ミナメダカ・ドンコ・ウキゴリが確認されている。 - 底生動物は、アメリカツノウズムシ・カワリヌマエビ属・ウデマガリコカゲロウ・オオシマトビケラ・アシマダラブユ属などの個体数が多く、概ね河川中流～下流域でみられる底生動物相となっている。重要種は、モノアラガイ・ヨコミゾドロムシが確認されている。 - 陸上昆虫類は、バッタ類・カメムシ類・シロチョウ類(モンシロチョウ・モンキチョウなど)といった草地性の種が多い。さらに、河川敷に広がるオギ等の高茎草地ではシデムシ類(オオサカヒラタシデムシなど)が多くみられたほか、水際周辺ではギンヤンマ・コフキトンボ・オオシマトビケラなどの水域に依存するものも確認されている。重要種は、オオサカヒラタシデムシが確認されている。
自然環境上重要な場所		- 占用地の河岸沿いに分布するオギ群落・セイトカヨシ群落などの高茎草地は、これらに依存するカヤネズミ(哺乳類)・オオヨシキリ(鳥類)・ノビタキ(鳥類)・オオサカヒラタシデムシ(昆虫類)の重要な生息地となっている。 - 礫河原の裸地は、イカルチドリ(鳥類)・イソシギ(鳥類)の生息環境として重要である。 - ワンド・水たまりなどの閉鎖的な水域では、ミナメダカ(魚類)・タモロコ(魚類)などの止水域を好む重要種の生息場所となることが多いほか、ヤリタナゴ(魚類)の産卵母貝となるイシガイ科二枚貝の生息場所となっている可能性がある。 - 水際の攪乱を受けるような場所はカワヂシャ(植物)・フジバカマ(植物)の生育環境として重要である。
水際の 状況	水域までの 距離	- 水域までの距離: 約 70m - 水際の大部分は礫の裸地、オギ・セイトカヨシを中心とした湿性植物帯から成る。当該占用地から水際のまでは、イネ科などの小型陸生草本群落がみられる。
	水面との 高低差	約 2～3m

番号	01009	占用目的	運動場	許可受者	伊丹市	場所	右岸 7. 8k+60m～8. 0k
----	-------	------	-----	------	-----	----	--------------------

5. 占用許可期間の更新、占用内容の変更についての意見

(委員会作成)

6. 河川管理者の判断

(河川管理者)

番号	01009	占用目的	運動場	許可受者	伊丹市	場所	右岸 7.8K+60m～8.0K
----	-------	------	-----	------	-----	----	------------------

【参考】 委員会の審議内容に関わる現況写真

(委員会事務局作成) R1.9.25 撮影

上空写真(平成 21 年度撮影)



① 占用区域全景(下流端から上流をのぞむ)



② 占用区域全景(上流端から下流をのぞむ)



③ 看板(河川占用標示板)



④ 看板(グラウンド利用について)



番号	01009	占用目的	運動場	許可受者	伊丹市	場所	右岸 7. 8K+60m～8. 0K
----	-------	------	-----	------	-----	----	--------------------

【参考】 委員会の審議内容に関わる現況写真

(委員会事務局作成) R1. 9. 25 撮影

⑤水際の植生



⑥環境学習用看板



⑦グラウンド被災状況(平成 30 年 7 月 7 豪雨)



⑧グラウンド被災状況(平成 30 年 7 月 7 豪雨)





$S=1:500$



取組状況報告書 猪名川第1・第2運動公園(伊丹市) 【許可更新時】

【前回審議された時の意見】

番号	更新時委員会の意見 (H26年度第2回)	中間報告時の市の回答 (H29年度第1回)	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
1	市の施設として環境学習の機会を設ける等の工夫を検討していただきたい。	みどり公園課や伊丹市昆虫館等と連携し、環境学習の機会を設けるよう検討する。	みどり公園課や伊丹市昆虫館等と連携し、環境学習を実施している。 H29…H29.12.16 実施 H30…災害復旧により中止		
2	刈草の処理を適切に行うこと。	指定管理者に刈草の適切な処理について指導を行っている。	指定管理者に適切な指導を行っている。		

【中間報告時新規意見】

	中間報告時委員会の意見 (H29年度第1回)	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
1	除草やクズなどのつるに対して適切な植生管理を行うこと。	適切な植生管理を行うよう、指定管理者に指導している。		
2	引き続き市の施設として環境学習の利用や川の自然を楽しむ機会を設ける等の工夫を検討していただきたい。	環境学習の利用や川の自然を楽しむ機会づくりとして、河川レンジャーと連携し、環境学習会を実施している。 令和元年度…R1.7.7 実施		

■河川保全利用チェックリスト／その1

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価
生物多様性への配慮 A	施設周辺への配慮 A-1	施設周辺の生物多様性が保全されているか	○：保全されている △：どちらともいえない ×：保全されていない	△	みどり公園課と連携しながら外来種対策に取り組む	△	外来種対策に具体的に取り組まれたい。	
	横断方向の連続性 A-2	施設の横断方向の生態系の連続性が確保されているか	○：連続性が確保されている △：どちらともいえない ×：分断されている	△	占有地の一部は自然の形を残している	△	草地の確保等環境保全に取り組まきたい。	
	工作物への配慮 A-3	舗装等を行う場合に、生物多様性に配慮した構造になっているか	○：配慮されている △：どちらともいえない ×：配慮されていない －：該当する工作物が無い	－	舗装等は実施していない	－	該当工作物なし	
環境意識の啓発 B	環境保全への啓発 対策 B-1	環境保全に関する啓発看板の設置等の対策を施しているか	○：実績又は計画が妥当である △：計画又は計画がやや妥当性にかける ×：特に実施していない	○	環境学習用看板を活用して、環境学習会で啓発を実施している。	○	設置されている	
	河川愛護活動 B-2	環境保全に向けての河川愛護などの取り組みを行っているか	○：実績又は計画が妥当である △：計画又は計画がやや妥当性にかける ×：特に実施していない	△	年に一度、河川の一斉清掃を実施している。	△	清掃だけでなく、環境保全に向けた取り組みについても記載されたい。	

■河川保全利用チェックリスト／その2

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価
利用形態	川とのふれあい C-1	利用者が川とふれあう(親水・自然観察等)ことが可能な施設があるか	○:川とふれあう施設である △:どちらともいえない ×:川とふれあう施設ではない	×	右岸側は、茂みがあり危険な状態であるため。	△	運動施設であっても、河川内にあることを活かした工夫をすることを検討されたい。	
	利用状況の把握 C-2	施設の利用者数(時刻、曜日、季節など)を把握しているか	○:把握している △:ある程度の推定はできる ×:把握していない	○	毎年報告を行っている。	○	利用者数の把握がされている。	
	利用上のルール C-3	利用上のルール(ゴミ処理方法など)を定めているか	○:定めている △:定めているが不十分 ×:定めていない	○	施設HPの利用ルールにゴミの持ち帰りを定めている。	○	ゴミの持ち帰り等が利用方法に定められている。	
	利用者への明示 C-4	利用に関するルール、注意事項、緊急時の連絡先をわかりやすい場所に看板等で利用者へ明示しているか	○:明示している △:一部明示している ×:明示していない	○	看板等で明示している。	○	看板で明示されている。	
	公共性の担保 C-5	設置する施設は、広く一般の利用に供することが可能で、申請者や一部の利用者、団体だけに限られる排他・独占的な利用はないか	○:排他・独占的な利用はない △:どちらともいえない、不明 ×:排他・独占的な利用がある	○	インターネットから施設を予約することができ、排他・独占的な利用はない。	○	インターネット予約により公平性が確保されている。	
駐車場	利用方法や管理体制への配慮 C-6	駐車場を利用する車と一般の河川利用者、近隣住民間に交通事故やトラブルが生じないよう、通行経路や利用方法、管理体制に配慮しているか	○:十分配慮している △:配慮しているが不十分 ×:配慮が全く不足している、無配慮 一:駐車場はない	—	無し	—	駐車場はない	
	設置のための検討の有無 C-7	駐車場の設置要望がある場合は、出入時の動線、安全対策、不法進入対策、管理体制、自然環境への影響など、詳細な検討をしているか	○:十分検討している △:検討しているが不十分、現在検討中 ×:検討が全く不足している、未検討 一:設置の要望や計画がない	△	要望はあるが現在検討中	△	設置する場合には調整が必要	

■河川保全利用チェックリスト／その3

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価
施設の維持管理 D	施設管理							
	管理体制 D-1	施設の管理体制を整備しているか (指定管理者制度等による管理者の明確化、管理事務所・詰所等がある等)	○：整備されている △：一部整備、整備途上 ×：整備されていない	○	指定管理者の管理体制の下、維持管理を行っている。	○	指定管理者による管理が行われている。	
	管理計画 D-2	施設の管理計画は適正であるか	○：適正である △：一部改正の余地がある、改正中 ×：適正とはいえない、計画がない	○	仕様書に基づき(清掃及び草刈りを行い清潔に保つことを留意すること)指定管理者により適正に管理している。	○	清掃や草刈りの実施等指定管理者への仕様書に基づき適正に管理されている。	
不法占有	不法占有対策 D-3	利用者などが許可なく用具収納コンテナなどの不法占有物を持ち込まないよう、適正に管理しているか	○：適正管理されている ×：不法占有の実態がある	○	指定管理者が確認している。	○	適正に管理されている。	

許可書

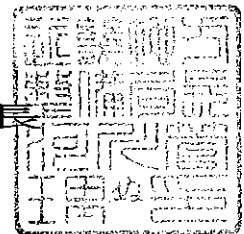
住所

氏名 伊丹市

平成27年2月5日付けで申請のあった土地の占用及び工作物の改築（公園）については、河川法（昭和39年法律第167号）第24条及び第26条第1項の規定に基づき別記のとおり許可する。

平成27年 8月11日

近畿地方整備局長



（行政不服審査法第57条による教示）

この許可を受けた者は、この許可に不服があるときは、国土交通大臣に対してこの許可があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法の規定に基づき審査請求をすることができる。

（行政事件訴訟法第46条による教示）

・ 許可取消しの訴えは、この許可があったことを知った日から6箇月以内に、国を被告として、提起しなければならない。（なお、許可があったことを知った日から6箇月以内であっても、許可の日から1年を経過すると取消の訴えを提起することができない。）ただし、許可があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、許可取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決のあったことを知った日から6箇月以内に提起しなければならない。（なお、当該裁決のあったことを知った日から6箇月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると取消の訴えを提起することができない。）

別記（乙様式3-1 土地の占用及び工作物の新改築等）

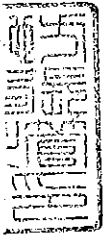
- 1 河川の名称 淀川水系 猪名川
- 2 目的 公園
- 3 場所 伊丹市北伊丹9丁目1番地先
(右岸 7.8k+60m~8.0km附近)
- 4 工作物の名称 猪名川第1運動公園・猪名川第2運動公園
又は種類
- 5 工作物の構造 別紙のとおり
又は能力
- 6 工期 平成一一年一月一日から平成一一年一月一日まで
- 7 占用面積 15,880.59㎡
- 8 占用期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで



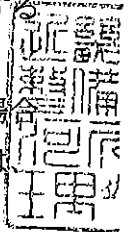
9 許可の条件

- (1) 許可を受けた者は、占用の期間中は、この許可に係る土地又は附近の見やすい場所に、標識名、占用目的、占用面積、占用者名（法人にあってはその名称）、連絡先（電話番号は法人の場合に限る。）及び所轄事務所・出張所の名称を明記した河川占用許可標識をあらかじめ、当局猪名川河川事務所園田出張（支）所長（以下「出張所長」という。）の指示に従い設けること。
- (2) この許可に係る区域及び位置を明らかにするため出張所長が必要と認めるときは、出張所長又はその指名する職員立会のうえ境界標を設置すること。
- (3) この許可に係る工事又は行為に着手しようとするときは、あらかじめ出張所長に届け出て、工事工程及び詳細について指示を受けること。
- (4) この許可に係る工事又は行為が不可抗力による事故又は止むを得ない事由のため、第6項に定める期間内に竣功できないときは、期間の延長を申請することができる。この申請は不可抗力による事故の止んだ日から1箇月以内、又は期間内に竣功できないことが確実となった日にすること。
- (5) この許可に係る行為又は工事に起因して河川管理施設その他の工作物を損傷したときは、ただちに当局猪名川河川事務所長（以下「事務所長」という。）に届け出ること。また、講ずべき措置等について、出張所長から指示のあったときは、その指示に従うこと。

- (6) この許可に係る土地及びそれに隣接する土地で出張所長が指定する区域の土地は、清掃・草刈り等を行い常に良好な状態に保つこと。
- (7) この許可を受けた者は、許可工作物を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって公共の安全が保持されるよう次の措置を講じること。
- 一 この許可を受けた者は、許可工作物の構造又は維持若しくは修繕の状況、河川の状況、許可工作物の存する地域の気象の状況その他の状況を勘案して、適切な時期に、許可工作物の巡視を行い、及び草刈り、障害物の処分その他の許可工作物の機能（河川管理上必要とされるものに限る。）を維持するために必要な措置を講ずること。
 - 二 この許可を受けた者は、許可工作物の構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により点検を行うこと。
 - 三 この許可を受けた者は、点検その他の方法により許可工作物の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、許可工作物の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講じること。
- (8) 占用料は、別途兵庫県知事が定めるところによる。
- (9) 出張所長がこの許可に係る土地の占用状況又は工作物の維持管理状況について報告を求めたときには、許可を受けた者は速やかに報告すること。また、この許可に係る土地の占用状況又は工作物の維持管理状況について立ち入り調査を求めたときには、許可を受けた者はこれに協力すること。
- (10) 次に掲げる場合には、速やかに出張所所長を経由して河川管理者に届け出ること。
- 一 許可の際の住所氏名を変更したとき。
 - 二 この許可に係る期間内に、この許可に係る土地の用途を廃止したとき。
 - 三 天災その他止むを得ない理由によって許可の目的を達することができないとき。
 - 四 他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかったとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失ったとき。
- (11) この許可に係る工事又は行為の軽微な設計変更をしようとするときは、あらかじめ、出張所長に届け出て、その指示を受けること。
- (12) この許可に係る占用の期間が満了したときは、この許可は効力を失う。ただし、第8項に掲げる期間満了後も、この許可に係る土地を引き続き占用しようとする場合は、期間満了の日の3箇月前までに出張所長を経由して許可申請をすること。
- (13) この許可に係る工事又は行為が完了したときは、速やかに事務所長に届け出て検査を受けること。
- (14) この許可を受けた者は、前号の検査に合格した後でなければ、この許可に係る工作物を使用してはならない。
- (15) この許可を受けた者は、この許可に係る土地において第三者に損害を与えることがないよう万全の措置を講じるとともに、万一、損害を与えた場合は、この許可を受けた者の責任において処理すること。
- (16) この許可を受けた者は、河川工事その他河川の管理に属する行為により通常生ずる支



- 障に対しては、この許可を受けたことをもって河川管理者に対抗することができない。
- (17) この許可を受けた者は、次に掲げる場合には、出張所長の指示に従い、許可を受けた者の負担において、この許可に係る区域を原状に回復する等河川管理上必要な措置をとること。当該措置完了後は出張所長の検査を受けること。
- 一 占用の期間を満了したとき。
 - 二 占有若しくは工事の目的を達することができなくなったとき。
 - 三 占有若しくは工作物の用途を廃止したとき。
 - 四 占有若しくは工事の許可が取り消されたとき。
- (18) 河川管理者は、この許可書を整理する必要があると認めるときは、これを改正することができる。
- (19) この許可を受けた者は、利用者、一般公衆及び近隣住民（以下「利用者等」という。）の安全確保のため次の措置を講じること。
- 一 この許可を受けた者は、日常及び緊急時における責任者や窓口等の連絡体制（土日・祝日及び勤務時間外を含む。）を出張所長に届け出ること。これを変更しようとするときも、同様とする。
 - 二 この許可を受けた者は、利用者等の安全確保のための巡視・点検を適切に実施すること。
 - 三 同号二に掲げる巡視・点検は、随時及び利用者等外部から情報がもたらされた場合に実施し、その結果、利用者等に対する重大な危険又は支障があると認めるときは、次の措置を講じること。
 - イ 応急措置 危険な箇所の利用を制限するとともに、速やかに危険を回避するための応急措置を講じ、併せてその旨を一般に周知する。
 - ロ 詳細点検 目視等では不十分と認められる場合は、詳細点検を実施する。
 - ハ 対策検討及び措置 対策が必要と認められる場合は、その対策方法について検討するとともに、必要な措置を講じる。
 - 四 この許可を受けた者は、同号三に掲げるロ及びハの措置を講じるにあたって河川管理者と共同で行う必要があると認めるときは、同号三に掲げるイの措置を講じた上で、速やかに事務所長に協議すること。
- (20) 出水時又はその恐れがある時は、あらかじめこの許可に係る可搬式の工作物は堤内の土地へ搬出すること。
- (21) この許可に係る工作物については毎年1回以上撤去の訓練を行うこと。
- (22) この許可に係る区域内の樹木は、常に1m以内に刈り込みしておくこと。
- (23) この許可に係る猪名川第1・第2運動公園の利用実態を明らかにする資料を調整しておくこと。
- (24) 淀川水系河川整備計画の考え方を踏まえ、川らしい利用に配慮した占有となるよう取り組むこと。



別紙

施設内訳書

運動施設

運動広場	1箇所
野球場	2箇所
バックネット (W=12.0m H=5.0m)	2基 (可搬式)

修景施設

植栽 シャリンバイ
張芝

便益施設

ベンチ (W=0.445m L=1.19m H=0.67m)	6基 (可搬式)
--------------------------------	----------

その他管理施設

コンクリートブロック縁石	659m
階段	2箇所
案内板・危険防止看板	5箇所
用具箱 (W=1.8m L=0.9m H=1.0m)	1基 (可搬式)